

石巻市総合運動公園陸上競技場

基本計画策定業務

プロポーザル実施要領

令和5年5月

石巻市

**石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務
プロポーザル実施要領**

1 目的

本市では、令和4年度に策定した「石巻市総合運動公園陸上競技場基本構想（以下「基本構想」という。）」を具現化するため、「石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定することとしている。

基本計画の策定に当たっては、庁内に検討委員会を設置し、多角的かつ横断的に検討を行うこととしている。

本業務は、検討委員会の運営を支援し、より現実的で具体的な基本計画となるよう、情報収集、条件整理、比較検討、試算等、基本計画策定に必要となる各種業務を委託することとしている。

この要領は、「石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」等に基づく企画提案を受け、プロポーザル方式による本市の選定基準により、総合的に審査した上で、最も優れた民間事業者を委託契約締結に向けた優先交渉権者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和6年3月25日まで |
| (4) 見積限度額 | 23,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 実施形式

- (1) 審査方式
公募型プロポーザル方式とする。
- (2) スケジュール
別紙1のとおり

4 参加資格

参加申込日において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（コンサル）に宮城県内の本店、支店、営業所等で登録され、「都市計画及び地方計画」を登録業種としている者
- (2) 平成20年4月1日以降に、以下のア又はイに示す業務実績のうち、アの場合は1つ以上、イの場合は2つ以上を有すること。

ア 同種実績

- ・ 国又は地方公共団体における公認陸上競技場（第1～3種）の基本構想又は基本計画の策定（支援）業務、あるいは、基本設計又は実施設計業務を元請けとして受託した実績（陸上競技場を含む運動公園等の実績も可とする）

イ 類似実績

- ・ 国又は地方公共団体における公認陸上競技場（第4種又は第4種ライト）の基本構想又は基本計画の策定（支援）業務を元請けとして受託した実績
- ・ 国又は地方公共団体以外（大学・民間企業等）における公認陸上競技場の基本構想又は基本計画の策定（支援）業務を元請けとして受託した実績
- ・ 国又は地方公共団体における運動公園又はスポーツ施設の基本構想又は基本計画の策定（支援）業務を元請けとして受託した実績

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (8) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不相当と認められる者でないこと。

5 本業務に必要な書類等の提出方法

本業務に係る事務手続きについては、企画提案者の手続きの負担軽減、選定業務の効率化及び選定に係る不正行為防止の観点から、郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参とするので、提出期限に留意すること。

6 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法については、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類
石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務プロポーザル質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。
- (2) メールの件名
「【業者名】石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務プロポーザル質問書」とすること。
- (3) メールアドレス
issportspr@city.ishinomaki.lg.jp
- (4) 質問の提出
令和5年5月30日（火）午後5時必着
- (5) 質問への回答
令和5年6月5日（月）午後5時までに、石巻市のホームページに掲載する。

7 参加申込

- (1) 申込方法
プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第2号）に（4）の書類を添付して郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。
- (2) 提出期限
令和5年6月7日（水）午後5時まで（必着）
（注）封筒表面に「プロポーザル参加申込書等在中」と明記すること。
- (3) 提出先
「14 担当課・提出先」に記載のとおり
- (4) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（様式第2号）
 - ② 誓約書（様式第3号）
 - ③ 同種業務等の実績調書（様式第4号）

【添付書類】

 - ・業務内容が確認できる契約書及び仕様書等又はテクリスの写し
- (5) 提出部数
1部

8 参加資格の確認

- (1) 参加資格要件の確認は、プロポーザル参加申込書の提出日を基準とする。ただし、優先交渉権者の決定日までに企画提案者の備えるべき要件を欠くに至ったときは、失格とする。
- (2) プロポーザル参加申込書及び提出書類により参加資格を確認し、令和5年6月13

日（火）午後5時までに、参加申込書に記載されたメールアドレスあて、電子メールで結果を通知する。

- (3) 参加資格を有しないとの通知を受け取った企画提案者は、令和5年6月15日（木）午後5時までに、書面（様式は問わない。）により、不適合の理由について説明を求めることができる。

- (4) 不適合理由の説明要求は、作成した書面を電子メールに添付して、石巻市市民生活部スポーツ振興課のメールアドレスに送付し、電話にて担当者に到達確認を行うこと。

件名：【確認書】：+（企画提案者名称）+送信年月日

例：株式会社△△△△が令和○年○月○○日に確認書を送付した場合

→【確認書】：株式会社△△△△R○○○○

- (5) 提出先

「14 担当課・提出先」に記載のとおり

- (6) 質問に対する回答

説明を求めた者に対し、書面（電子メール）により回答する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法

企画提案書等の提出書類は、郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。

- (2) 提出期限

令和5年6月20日（火）午後5時まで（必着）

（注）封筒表面に「企画提案書等在中」と明記すること。

- (3) 提出先

「14 担当課・提出先」に記載のとおり

- (4) 提出書類

① 企画提案書（様式第5号）

② 会社概要書（様式第6号）

③ 業務実績調書（様式第7号）

④ 配置予定者調書（管理技術者・照査技術者・主任技術者）（様式第8号の1から様式第8号の4まで）

⑤ 提案内容説明書（様式第9号）

⑥ 提案見積書（様式第10号）

⑦ 上記①～⑤のPDF形式データを収録したCD1枚

- (5) 提出書類の作成方法

① 表紙に「石巻市総合運動公園陸上競技場 基本計画策定業務」と「商号又は名称」を記載し、様式第5号を1ページとしてまとめ、左上部をホチキス止めし、提出書

類を綴じ込む

- ② 提出書類の規格は、A4縦判・横書き・片面印刷・左綴じとし、下段にページ番号を記載すること。ただし、図表等については、必要に応じA3サイズで折り込み可とする。
- ③ 提出書類を綴じ込む順番は、「石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務プロポーザル評価基準」のとおりとする。
- ④ 様式第6号及び様式第7号の1から様式第7号の4まで、並びに様式第8号の1から様式第8号の5までには、提案者を特定することができる社名等（一般的に適用している社章、ロゴマーク等を含む）を記載しないこと。

(6) 提案見積書

見積に当たっては、本実施要領「2業務概要(4)」の見積限度額を超えてはならない。

また、副本には、商号又は名称等を記載しないこと。

(7) 提出部数 正本1部、副本10部

※副本には、商号又は名称等を記載しないこと。

10 一次審査（書類）

(1) 審査の実施

石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査による一次審査を実施する。

(2) 審査内容

審査の内容については、別紙「石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務プロポーザル評価基準」における提案評価項目の「事務所実績」「担当者実績」について、提出された「会社概要書（様式第6号）」「業務実績調書（様式第7号）」「配置予定者調書（様式第8号の1から様式第8号の4まで）」を踏まえ審査を行い、企画提案者が6者以上の場合は、上位5者を選定する。

なお、上位5者目にあたる者が同点で2者以上となった場合には、審査項目「担当者実績」において得点が高い者を二次審査の対象とする。「担当者実績」で差が無かった場合には、「管理技術者」の得点が高い者を二次審査の対象とすることとし、以下同様とする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和5年6月下旬に通知することとする。

(4) 非選定理由の説明要求

一次審査通過者として選定されなかった企画提案者は、一次審査結果通知書に記載する日の午後5時までに、書面（様式は問わない。）により、非選定の理由について説明を求めることができる。

(5) 非選定理由の提出方法

非選定理由の説明要求は、作成した書面を電子メールに添付して、石巻市市民生活部スポーツ振興課のメールアドレスに送付し、電話にて担当者に到達確認を行うこと。

件名：【確認書】：+（企画提案者名称）+送信年月日

例：株式会社△△△△が令和○年○月○○日に確認書を送付した場合

→【確認書】：株式会社△△△△R○○○○

(6) 非選定理由の提出先

「14 担当課・提出先」に記載のとおり

(7) 質問に対する回答

説明を求めた者に対し、書面（電子メール）により回答する。

1.1 二次審査の実施

(1) 審査方法

① 二次審査は選定委員会が行い、企画提案書に基づき、企画提案者がプレゼンテーションを行った後、選定委員のヒアリングを経て、選定委員会が提案内容を審査し、優先交渉権者と次点者を選定する。

② 二次審査は、提出された企画提案書に基づき、審査基準の項目ごとに評価する。

③ 選定委員のヒアリングに対する回答も、評価の対象とする。

(2) 審査内容

別紙「石巻市総合運動公園陸上競技場基本計画策定業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーションについて

① 実施日・場所

令和5年7月上旬・石巻市役所（石巻市穀町14番1号）

※日程等の詳細は、別途企画提案書に記載されたメールアドレスあて電子メールで通知する。

② 実施時間

30分程度（プレゼンテーション：20分以内、ヒアリング：10分程度）

③ 出席者数

配置予定技術者から担当技術者（建築・土木）を含む3人以内（パソコン等機器操作者含む。）

④ 実施方法

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等に基づき、口頭で説明を行うこととする。

使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。

パソコンの使用は自由とするが、機材は各自準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

なお、パソコンの準備は、プレゼンテーションの20分間には含めない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、結果の如何にかかわらず、プロポーザル選定結果通知書により全ての企画提案者に通知するとともに、優先交渉権者として選定された事業者を本市のホームページに掲載する。

ア 通知の発送日 令和5年7月中旬

イ ホームページへの公表日（予定） 令和5年7月下旬以降

(5) 非選定理由の説明要求

優先交渉権者として決定されなかった企画提案者は、プロポーザル選定結果通知書に記載する日の午後5時までに、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その回答は書面により行う。

(6) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等により、プレゼンテーションの方法等を変更する場合がある。

1.2 契約の締結について

市は、選定委員会が選定した優先交渉権者を、随意契約の相手方として業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整が整った場合には、契約を締結するものとする。

なお、優先交渉権者が辞退したとき、参加資格要件を欠くと判断されたとき又は契約交渉が不調となったときは、次点者を交渉の相手方とする。

1.3 参加に関する留意事項等

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合
- ③ 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ④ 企画提案書等に記載された事項が提出条件に適合しないもの
- ⑤ 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合
- ⑥ 見積書の金額が、見積限度額を超過しているもの
- ⑦ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ⑧ プレゼンテーションを実施しなかった場合。ただし、事故等のやむを得ない理由が

あったと選定委員会が認めた場合は除く。

(2) 留意事項

- ① 石巻市情報公開条例(平成17年石巻市条例第17号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- ② 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者負担とする。
- ③ 企画提案書の提出期限後の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本案件のプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、企画提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- ⑤ 企画提案書等提出された書類は一切返却しないものとする。
- ⑥ プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第9号)により速やかに届け出ること。
- ⑦ 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

14 担当課・提出先

石巻市市民生活部スポーツ振興課(本庁舎3階) 管理係 担当 阿部、大森

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話 0225-95-1111 内線3329

電子メールアドレス issportspr@city.ishinomaki.lg.jp

窓口受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び石巻市の休日定める条例(平成17年石巻市条例第2号)に規定する休日を除く。

(別紙1)

スケジュール (予定)

内容	日程
公告及び実施要領等の公表	令和5年5月24日(水)
質問受付期限	令和5年5月30日(火)
質問回答期限	令和5年6月5日(月)
参加申込書提出期限	令和5年6月7日(水)
参加資格審査結果通知	令和5年6月13日(火)
不適合理由説明受付期限	令和5年6月15日(木)
不適合理由回答期限	令和5年6月19日(月)
企画提案書提出期限	令和5年6月20日(火)
一次審査結果通知及びプレゼンテーション実施に関する通知	令和5年6月26日(月)
プレゼンテーション(二次審査)実施	令和5年7月8日(土)
二次審査結果の発表及び通知	令和5年7月14日(金)
契約締結	令和5年8月上旬